

広島県告示第八百三十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、国際拠点港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年六月三十日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

令和五年六月十五日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 国際拠点港湾広島港放置等禁止区域

住吉大神宮地区

1 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点三を基点一から西側の水際線に沿って結んだ線に囲まれた区域

2 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 廿日市市本町の国土地理院四等三角点「廿日市小学校」（北緯三四度二分〇九秒二六一一、東経一三二度二〇分一〇秒四二〇二、標高一三・二九メートル）

基点一 基準点から六四度二九分三八秒の方向二九〇・一一メートルの点

基点二 基点一から三〇度一三分二七秒の方向一七・〇〇メートルの点

基点三 基点二から三〇度一三分二七秒の方向三九・〇〇メートルの点

二 国際拠点港湾広島港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物